

# 働き方改革関連法が順次施行！ 対応はお済みですか？



2019年度 厚生労働省 大阪労働局委託  
《働き方改革推進支援センター事業》

※2018年度とは受託者（場所・電話・FAX）が変わります

## 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

（受託者：大阪府社会保険労務士会）

年5日  
有給休暇の  
確実な取得

施行日  
2019年4月1日

時間外労働  
の上限導入

施行日  
2019年4月1日  
(中小企業：2020年4月1日)

正規・非正規間の  
不合理な  
待遇差解消

施行日  
2020年4月1日  
(中小企業：2021年4月1日)

すべて  
無料

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？
- ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆何か役立つ**助成金**はあるの？



中小企業・小規模事業者



企業訪問による相談支援



来所相談

電話相談

メール相談

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士等）**

がお応えいたします。

相談  
窓口

【大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター】

大阪市北区天満 2-1-30

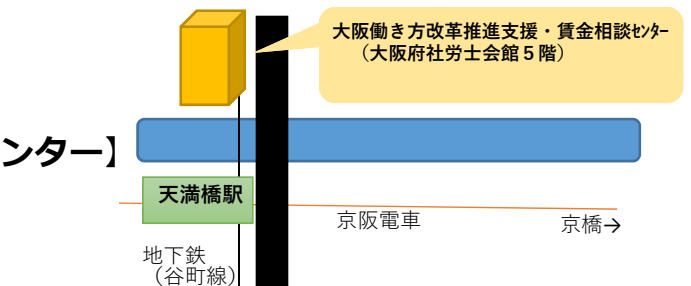
大阪府社会保険労務士会館 5階

※E-mail hatarakikata@sr-osaka.jp

ご利用時間 平日9:00～17:00  
(水曜日のみ～18:00)

連絡先

**0120-068-116**



大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター  
(大阪府社労士会館5階)

天満橋駅  
地下鉄(谷町線)

京阪電車

京橋→

地下鉄谷町線「天満橋駅」2番出口から徒歩5分

来所相談、電話相談、メール相談、訪問相談

**すべて無料！**

裏面へ

# F A X 申込書

( 0 6 - 4 8 0 0 - 8 1 7 7 )

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、F A Xによるご相談、各種支援サービスのお申込みもお受けしております。  
(電話・電子メールでもお申し込みが可能です。)

※希望するサービスに☑をお付けください。

個別訪問による相談を希望する

ご相談内容：

働き方改革セミナー講師を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナー（概ね30事業所）に講師を派遣いたします。

臨時出張相談（イベント含む）を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設等において、臨時出張相談窓口にて専門家を派遣いたします。

事業所名	
所在地	〒      ー
電話番号	
ご担当者名	
(備考)	

※F A Xをいただければ、1週間以内にお電話で連絡いたします。

## <働き方改革推進支援センター相談事例>

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中（卸売・小売業）

- ⇒ 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。
- ⇒ 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。
- ➡ 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- ➡ フォークリフト資格を取り、正社員化（キャリアアップ助成金利用）した労働者もいる。

特定部門の社員が長時間労働（飲食業）

- ⇒ 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ（マルチタスク化）、部門のシフト制を提案。
- ⇒ シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- ⇒ 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。
- ➡ マルチタスク化により残業が削減。